

説明会でいただいた主なご質問と回答（カッコ内は回答者）

<ご質問>

- 第7次エネルギー基本計画では、原子力発電を最大限活用するとの方針ですが、最終処分場の規模（ガラス固化体4万本以上）は、今後の原子力政策や技術開発によって変わりうるのでしょうか。また、全国各地の原子力発電所に保管されている使用済燃料は、すでに貯蔵容量の約8割に達しているのでしょうか。満杯になるまでの年数はどの程度でしょうか。

<回答>

- 処分場の規模については、一定の経済性も考慮したうえで、ガラス固化体4万本以上を処分できる施設をまずは全国に1か所整備する計画です。現在、国内の使用済燃料を全て再処理した場合、既に存在するガラス固化体と合わせて約2万8千本相当があると見込まれますが、今後の発生量については、将来の原子力発電所の稼働状況などによって変わりうるものです。また、実際に地下深部を調査した結果、地下の地層の広がりによっては4万本が限界の場合もあれば、それ以上の規模を埋設できる安定した地層が広がっている可能性もあります。今後の原子力発電の方向性や、実際に処分地に決まった場所の地質状況を踏まえて、総合的に検討していく必要があると考えています。

また、使用済燃料については、全国の原子力発電所や関連施設で保管されています。原子力発電所の貯蔵プールの容量は全体として約8割程度と高い利用状況にあり、このため乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設の整備などの対策が進められており、「あと何年で満杯になるか」について一律にお示しすることは困難です。

いずれにしても、高レベル放射性廃棄物の最終処分は将来世代に先送りできない課題であり、使用済燃料の管理とあわせて、最終処分地の選定を着実に進めていくことが重要だと考えています。（経済産業省）

<ご質問>

- 地層処分や原子力のバックエンド事業を担う技術者を、国として確保していけるのでしょうか。

<回答>

- 地層処分を含む原子力バックエンドの人材確保は、国としても重要な課題と認識しています。経済産業省と文部科学省は、ANEC（未来社会に向けた先進的原子力教育コンソーシアム）などを通じて、原子力のサプライチェーン全体で必要な人材の確保に取り組んでいます。これからも、教育機関や産業界と連携し、継続的な人材育成を進めてまいります。（経済産業省）

<ご質問>

- 調査期間中は、放射性廃棄物は一切持ち込まないとの説明がありました。それでも市民の皆さんのなかには不安な方はいると思うので、風評に備えたしっかりした対策をお願いしたい。

<回答>

- 文献調査はあくまで机上で文献やデータを確認する調査であり、放射性廃棄物を持ち込むものではありません。また、処分場の建設を決定したわけでもありません。この点を説明会や報道対応などを通じて丁寧に発信します。また、実際に地域産業への影響が懸念される場合には、NUMOとも連携し、地域の産品や事業を支える取組も含めて検討してまいります。(経済産業省)
- 地域の方が抱くご不安やご心配につきましては、その内容や背景を丁寧にお伺いし、科学的根拠や事業内容について分かりやすくご説明します。一方、事実と異なる情報を意図的に広める行為や誹謗中傷に対しては、事実に基づき明確に訂正し、必要な対応を行います。事業に協力いただく地域の皆さまにご迷惑をおかけしないよう、国や関係事業者とも連携して取り組みます。(NUMO)

<ご質問>

- 高レベル放射性廃棄物という名前が正しいと思いますが、「核のごみ」に代わる、短く分かりやすい適切な呼称はあるのでしょうか。

<回答>

- 「核のごみ」という言葉が報道などで使われていますが、高レベル放射性廃棄物の発生起源や性質など含め、より正確に、わかりやすくお伝えできる呼び方を考えていきたいと思います。(経済産業省)

<ご質問>

- 次の調査段階へ進む際、隣接自治体の首長の意見はどのように扱われるのでしょうか。

<回答>

- 処分地選定調査については、地域のご理解を得ながら進めていくことが重要と考えています。次の調査段階へ進む際、法律上、国は文献調査等を実施している市町村の長と都道府県知事のご意見を聴くこととなっていますが、その際、関係自治体において、調査報告書を公開し住民説明会を開催するとともに、調査報告書に対する意見を募集することとなっています。隣接自治体のご意見については、こうした法定のプロセスの中でお伺いしていくことになり、例えば、北海道寿都町・神恵内村の文献調査報告書については、2町村はもちろんのこと、周辺自治

体や道内14ブロックで説明会を開催しています。また、文献調査期間中も、隣接自治体の皆さまに対し必要な情報提供を行ってきたところです。国・NUMOとしましては、隣接自治体の皆さまに対しても丁寧な説明を行ってまいりたいと考えています。(経済産業省)

<ご質問>

- 最終処分場の建設に向けて事業が進展しているフィンランドやスウェーデンでは、具体的にどのようなインフラ整備が行われたのでしょうか。

<回答>

- フィンランドやスウェーデンでは、処分事業に関連して道路の整備や改良などのインフラ整備が行われたほか、処分施設や研究施設の建設・運営を通じて地域の雇用創出や人材育成が進められました。また、国内外から研究者や技術者、視察者が訪れることで、地域経済の活性化にもつながっています。
例えば、処分場の建設が進むフィンランドのエウラヨキやスウェーデンのエストハンマルでは、地層処分施設を地域の重要な産業基盤として活用しながら、地域の発展と処分事業の両立が図られてきました。このように、海外の先行地域では、単に施設を建設するだけでなく、地域の実情や将来のまちづくりに合わせて、インフラ整備、雇用、教育、人材確保などを組み合わせながら、地域の持続的な発展を目指した取組が進められています。(経済産業省)

<ご質問>

- 最終処分場の地上施設にはどのような設備が設けられ、どのような人材が勤務するのでしょうか。もし、処分場が建設されれば地域に雇用が生まれ、高度な教育を受けた方々や研究者の方々が移住してきてもらえるならありがたいと思っています。

<回答>

- 最終処分場の地上施設には、搬入されたガラス固化体を受け入れて安全に保管する設備や、ガラス固化体を金属製の容器であるオーバーパックに封入する設備、地下へ搬送するための設備などが設けられます。また、地下施設では、処分坑道の建設、ガラス固化体の定置、緩衝材の施工、坑道の埋め戻しなどの作業が長期間にわたって行われます。そのため、放射線管理の専門家だけでなく、機械、電気など、様々な分野の技術者や作業員が必要になります。なお、青森県六ヶ所村にある日本原燃の低レベル放射性廃棄物の埋設施設は、地下の坑道はないものの同じような設備、作業があり、同様に様々な技術者が働いています。(NUMO)

<ご質問>

- 海上輸送されたガラス固化体は、茨城県の港から運び込まれることになると思いますが、重量物を輸送するための道路は専用道路になるのでしょうか。中山間地域のインフラ整備は、地域課題でもあるため、例えば、輸送時以外には地域住民も利用できるなどすれば、インフラとして成り立つのではないかと思います。

<回答>

- 現時点で、輸送方法や輸送ルートについて検討は行っておりません。一般に、ガラス固化体を収納した輸送容器は非常に重量があり輸送車両の速度も制限されるため、既存の道路だけでは対応できず、道路の改良や橋梁の補強、新たなアクセス道路の整備などが必要になる可能性があります。ただし、具体的にどのような道路が必要になるかは、処分地や港湾の位置、地形条件などによって大きく異なります。そのため、輸送ルートや道路の整備方法については、概要調査以降の段階で安全性や地域の利便性などを踏まえて検討されることになります。道路を専用道路とするのか、それとも地域住民も利用できる道路とするのかについても、現時点で決まっているものではありません。

海外の先行地域では、道路整備などのインフラ整備が地域振興の一環として進められた例もあります。日本においても、仮に処分事業が進む場合には、輸送の安全確保はもちろんのこと、地域のまちづくりや地域の皆さまの利便性向上にお役に立てるよう、十分に相談しながら検討してまいりたいと考えています。(NUMO)

<ご質問>

- ガラス固化体を4万本以上収めることができる施設を全国に1か所、建設する計画との説明でしたが、既にガラス固化体に換算して約2万8千本相当の使用済燃料が全国各地の原子力発電所などで貯蔵されている中で、4万本以上の処分容量で将来的に足りるのでしょうか。

<回答>

- 現在、国内には既に約2万8千本相当のガラス固化体があると見込まれており、将来発生する分も見込み、4万本以上を処分できる規模の最終処分場を全国に1か所、整備する計画としています。もちろん、今後の発電所の稼働に従いガラス固化体の発生量は増えますが、私どもが考えております地下施設6～10km²(平方キロメートル)を上回る広さの敷地を確保できる可能性もありますし、施設の設計や効率的な廃棄物の定置方法の検討などにより、必要となる容量は確保できると考えています。(NUMO)

<ご質問>

- 建物などの構造物でも寿命に限られる中、近代の技術で数百年も耐えられるとは思えません。地層処分事業では、いまの技術を使いながら、千年、数万年という長期間の安全性をどのように担保し、確認していくのでしょうか。

<回答>

- 地層処分は地下の建物や空洞を長期間維持する考え方ではありません。ガラス固化体をオーバーパックや緩衝材で包み、地下深部に埋設した後は坑道を埋め戻し、周囲の地層と一体化させます。そのため、地上の建物のように構造物そのものの寿命に頼るのではなく、人工バリアと地下の安定した岩盤によって放射性物質を長期間、閉じ込める仕組みを採っています。その上で、地下水の動きや地質変化など様々なケースを想定した解析を繰り返し行い、人や環境への影響を評価しています。(経済産業省・NUMO)

<ご質問>

- 常陸大宮市の人口や地域特性を踏まえ、なぜ同市へ文献調査の申入れを行ったのでしょうか。

<回答>

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電による電気を利用してきた日本全体の課題であり、人口の多い少ないにかかわらず、あらゆる地域の皆さまに向き合っていただく必要があると考えています。その上で、国の方では全国の自治体を個別訪問する全国行脚を進めており、そうした中で、常陸大宮市の鈴木市長ともお会いし、勉強会をさせていただきました。また、市内有志から文献調査に関する要望をいただきました。「科学的特性マップ」で示されている地質環境に関する情報や、最終処分場の地上施設を設置し得る未利用地が存在し得ることなどを総合的に考慮し、文献調査の申入れを行いました。

なお、地層処分の安全性を確保する上で、①火山や活断層の影響を避けるとともに、②地下深部の安定した地層を選定することが必要です。「科学的特性マップ」は、火山や活断層など全国的なデータが整備されている事項を基に、処分地選定に関わる特性を広域的に示したものですが、地下深部の地質構造や地下水の流れなどは全国的に調査・把握されているわけではありません。そのため、「科学的特性マップ」だけで処分地を決めることはできないため、まず文献調査を行い、既存の文献やデータを整理・分析しながら地域の特性を確認していくことが必要になります。(経済産業省)

<ご質問>

- 風評は、本当は正しくても、正しくないイメージが勝手に広がってしまうことが

怖いと思います。こうした誤った情報や誹謗中傷による風評に対して、どのように対応するのでしょうか。

<回答>

- 文献調査はあくまで机上で文献やデータを確認する調査であり、放射性廃棄物を持ち込むものではありません。また、処分場の建設を決定したわけでもありません。この点を説明会や報道対応などを通じて丁寧に発信します。また、実際に地域産業への影響が懸念される場合には、NUMOとも連携し、地域の産品や事業を支える取組も含めて検討してまいります。(経済産業省)

私どもの事業にご協力いただいた地域の皆さまが風評被害に悩まされるような事態は、事業者として何としても阻止するよう努めます。事実と異なる情報を意図的に広める行為や誹謗中傷に対しては、事実に基づき明確に訂正するとともに、全国の方々に正しい情報をしっかりとお伝えします。こうした取組に際しては、国やNUMOだけでなく、この廃棄物の発生者責任を担う電力会社とも連携してまいります。(NUMO)

<ご質問>

- 青森県六ヶ所村のガラス固化体は30年以上保管されているということですが、茨城県東海村のガラス固化体350本については、いつ頃から保管しているのですか。

<回答>

- 茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構(JAEA)では、再処理技術やガラス固化技術の研究開発を目的として、1995年からガラス固化体の製造を開始しており、現在は約350本が保管されています。これらは、青森県六ヶ所村におけるガラス固化体の受入れ・保管とほぼ同じ時期から、安全に管理されています。(経済産業省・NUMO)

<ご質問>

- 文献調査報告書がまとまってから、次の概要調査へ進むためには、当該の都道府県知事及び市町村長の意見を聴くとの説明でしたが、報告書の公表後、次のプロセスに進むまで、どの程度の時間がかかるのでしょうか。

<回答>

- 例えば、寿都町、神恵内村の文献調査の例では、2024年11月に文献調査報告書を公表した後、法律で定められた説明会を道内で開催し、意見募集を行っています。このため、文献調査報告書の公表後すぐに次の段階へ進むのではなく、まず地域の皆さまへのご説明やご意見を丁寧にお伺いし、いただいた内容も踏まえ、都道府県知事や市町村長への意見聴取の手続きへ進みます。(経済産業省)

<ご質問>

- NUMOは、地層処分事業を推進する組織でありながら、地質環境の調査や安全評価も自らが実施する中で、科学的な独立性はどのように担保されるのでしょうか。

<回答>

- 最終処分施設は原子力関連施設であるので、これを実際に設置、運転していく際には、施設の設計や工事計画、安全対策などについて、独立性の高い規制機関である原子力規制委員会及び原子力規制庁の厳格な審査を受けることになります。処分地の選定段階については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、地質環境の科学的適性を段階的に評価しながら進めていきます。その際の基準については、地質関係の専門家で構成される国の審議会において、①法律の要件や原子力規制委員会の考慮事項を踏まえ、「文献調査段階の評価の考え方」としてお示しするとともに、②この基準に照らし、NUMOがとりまとめる文献調査報告書の評価を行っています。このような形で、科学的な客観性を確保してまいります。（経済産業省）

<ご質問>

- 文献調査で採用する文献・データは、どのような基準で選ぶのでしょうか。また、調査が適切に行われているかや、どのように評価したかなどの透明性は、どのように確保されるのでしょうか。

<回答>

- 文献調査では、評価に必要と考えられ、品質が確保され、一般的に入手可能で公開された文献調査対象地区に関連した文献・データを収集し、一つひとつ詳しく調べていきます。具体的には、学会や国の研究機関により地域別に整備されている地質図などの資料や、当該地域の地質に関する学術論文等です。文献調査の透明性を確保するため、調査結果はNUMOが報告書として取りまとめて公表します。また、寿都町・神恵内村の報告書については、先ほど説明があった地質分野などの専門家で構成される国の審議会に示し、専門的な評価を受けています。（NUMO）

<ご質問>

- 文献調査の間に開かれる地域の「対話の場」には、中立的な第三者ファシリテーターが参加するのでしょうか。また、第三者ファシリテーターは誰が選び、報酬は誰が負担するのでしょうか。

<回答>

- 地層処分事業を進めるにあたっては、地域の住民の皆さまに継続的かつ適切に情

報提供が行われ、さまざまなご意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要と考えています。したがって、文献調査期間中は、多様な住民の皆さまが参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し意見交換を行う「対話の場」を設け、NUMOや国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供を含め、その活動を継続的かつ適切に支援します。

「対話の場」は、地域の特性やご要望に応じて、いろいろな形があり得ると考えており、参加者が安心して意見を述べられるよう、中立的な立場の第三者ファシリテーターが進行役を担うことを基本としています。寿都町及び神恵内村「対話の場」、玄海町「対話を行う場」においても、ファシリテーター役が参加者一人ひとりの意見を丁寧に取り上げることで、場の信頼感や心理的安全性の確保につながったと評価されています。

ファシリテーター役の選定は、地域が主体となる場の趣旨を踏まえ、候補者の経歴や実績などを確認した上で、地域で判断いただくことが基本となります。NUMOや国は、必要に応じて候補となる人材の紹介や情報提供を行い支援します。また、ファシリテーターの謝金や旅費などは、場の運営や活動を支援する位置づけとして必要に応じてNUMOが負担します。(NUMO)

<ご質問>

- 文献調査、概要調査、精密調査など、次の段階へ進む際の判断は、好ましい特性が確認された場合と、避けるべき特性が確認されなかった場合のどちらで判断するのでしょうか。

<回答>

- 次の段階へ進むための要件が、最終処分法に定められています。文献調査から概要調査へ進む際など最初の方は、活断層や火山などを避けるという要件を満たして次に進みますが、後の方の精密調査段階では、岩盤や地下水の特性が好ましいという要件を満たす場所を選ぶことになります。(NUMO)

<ご質問>

- 地層処分事業に関する説明を受けてみると、安全との印象を受けますが、市民の方々はとても不安に思っていると思います。説明者の皆さんにお尋ねしたいのですが、もし自分の出身地や実家の近くが候補地になった場合、文献調査や処分場計画をどのように受け止めますか。お答えにならなくてもよいですが、そういう感情・感想を市民は持っているということをご理解いただきたい。

<回答>

- 私自身は、適切な地質環境を選定できれば安全に処分を行うことは可能であると考えており、特に文献調査は処分場の建設を決めるものではなく、既存の文献や

データを用いて地域の地質環境などを調べる最初の段階の調査であるため、将来の適性を確認するために必要なプロセスとして受け止めると思います。

なお、現段階で「常陸大宮市なら安全に処分できる」と申し上げているわけではございません。少なくとも火山や活断層などの関係では好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域と考えていますが、地下深部の地質環境などをしっかりと調査しない限り、適性を評価・判断することはできません。不安や戸惑いを持たれている市民の方々には、処分場の建設を決めるものではなく、既存の文献やデータを用いて調査する段階であるということなどをご理解いただけるよう、丁寧な情報提供に努めたいと考えています。（経済産業省・NUMO）

<ご質問>

- まちの有志がNUMOに要望書を提出したことが理由で、国が直ちに常陸大宮市へ申入れを行ったのでしょうか。

<回答>

- 要望書だけをもって申入れを行ったわけではございません。常陸大宮市は、「科学的特性マップ」において、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域であり、地上施設を設置しうる未利用地が存在しています。加えて、全国行脚を契機に勉強会を開催させていただくとともに、市内有志の皆さまから、文献調査に関する要望をいただいたところです。加えて、8月21日に鈴木市長に説明の機会をいただけないかご相談したところ、「国策に貢献する意義は少なからず感じている」等のお言葉も頂戴しました。これらの点を総合的に勘案し、申入れを判断したという経緯になります。（経済産業省）

<ご質問>

- 地質学者のグループによる声明では、地震や火山が多い日本では、地層処分に適している場所は存在しないとのことですが、国内で処分場を建設することは本当に可能なのでしょうか。

<回答>

- わが国では、1976年より地層処分に係る研究開発を開始しており、その成果をとりまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」（1999年、核燃料サイクル開発機構）において、わが国の地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されるとともに、2000年に原子力委員会において、わが国において地層処分が技術的に実現可能であると判断されています。その後、東日本大震災を踏まえ、日本で地層処分が技術的に実現可能であるか、地質関連学会に推薦等いただいた専門家で構成される国の審議会で改めて評価いただき、地層処分に好ましい特性を持つ地質環境を確保できる見通

しがあることが改めて確認されています。また、ご指摘の「地質学者のグループによる声明」についても、声明を発表された方に審議会に来ていただきご説明を伺いましたが、引き続き地層処分の意義を丁寧に説明していくべきと判断されています。（経済産業省）

<ご質問>

- 文献調査を行う候補地は、全国で１０か所程度を目標としているのでしょうか。また、最終的に１か所に絞るまでどれくらい時間がかかるのでしょうか。

<回答>

- 文献調査を行う自治体数については、具体的な数値目標を定めているわけではありません。科学的により良い場所を選定するためにも、全国複数の地点で調査を実施させていただき、比較考量していく必要があります。既に処分地を選定したフィンランドやスウェーデンでは、１０か所程度の候補地から、調査段階を経ながら最終的に１か所に処分地が絞られており、わが国でも、文献調査地区をさらに拡大していくことが必要であると考えています。
なお、段階的な調査に要する期間としては、文献調査、概要調査、精密調査を合わせて２０年程度必要と考えています。（経済産業省）

<ご質問>

- 国からの文献調査の申入れ理由にある「未利用地」とは、具体的にどの場所を指しているのでしょうか。

<回答>

- 国からの申入れ理由に記載している「最終処分施設の地上施設を設置しうる未利用地」とは、現時点で住居等の形で利用されていない、開発可能性のあるエリアがあるか否かを考慮したものであり、常陸大宮市内の特定の場所を指しているものではありません。（経済産業省）

<ご質問>

- 長期間の調査中に首長や住民の考えが変わり、地域の住民が反対した場合、調査のプロセスはどの時点で終了するのでしょうか。

<回答>

- 最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、その意に反して先へ進むことはありません。長期にわたる調査期間の中で、知事及び市町村長は、その時々々の民意を踏まえて判断されるものと認識しており、国としてその判断を最大

限尊重することになります。調査期間を通じ、地域の方々のご理解を得られるよう、国・NUMOとして丁寧なご説明・情報提供を続けてまいります。（経済産業省）

<ご質問>

- 地層処分事業について、市民の皆さんにどのようにお伝えしていけばよいか悩ましい問題だと思いました。この後、市として調査を受け入れるか判断するまで、市民の皆さんに対しても議員向け説明会と同様の説明を行う機会は設けてくださるのでしょうか。

<回答>

- 市民の皆さまへの説明については、議会や市役所の方で判断されるところでありますためコメントは控えますが、今回の議員の皆さまへのご説明内容を速やかにホームページで公開し、市民の皆さまにもご覧いただけるようにします。また、議員の皆さまからいただいたご質問と、それに対する国やNUMOの回答についても整理し「Q & A」として公開することで、多様なご意見をいただいたことを公開する予定です。その上で、仮に文献調査が開始された場合には、「対話の場」などを通じて、継続的な情報提供や意見交換の機会を設け、地域の皆さまに事業への理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。（NUMO）

<ご質問>

- 寿都町、神恵内村、玄海町など、先行して文献調査を実施する自治体では、どのような経緯で文献調査の受入れに至ったのでしょうか。先行する自治体では、住民説明会や議会向け説明会をどのように実施したのでしょうか。

<回答>

- 先行自治体ごとに経緯は異なり、寿都町では町長が応募、神恵内村や玄海町では、産業界等からの請願提出・議会での決議を経て、国から申入れを行っています。一方で小笠原村南鳥島については、こうした地元の動きがない中で、国の責任で申入れをさせていただきました。その際の説明会等のプロセスも自治体によって様々であり、例えば、小笠原村では住民説明会を行いました。玄海町では、住民説明会を行わず、議会で検討を行っています。（経済産業省）

<ご質問>

- 地層処分事業に関する説明を受けてから短期間で、議会や市民に判断を求めることは適切なのでしょうか。

<回答>

- 自治体内部の合意形成の進め方や判断の時期については、それぞれの地域の事情

や考え方が異なるため、コメントは差し控えます。一方で、文献調査は処分場の建設を決めるものではなく、既存の文献やデータを用いて地域の適性を確認する最初の段階の調査です。そのため、「受け入れるかどうか」を判断するというよりも、まず調査を通じて必要な情報や根拠を集める段階とご理解いただければと思います。また、文献調査が始まった後も、説明会や「対話の場」などを通じて継続的に情報提供や意見交換を行います。国やNUMOは、議会や市民の皆さまが調査結果や根拠となるデータを確認しながら、十分に議論し判断できるよう丁寧に対話活動を行うことが重要だと考えています。（経済産業省）

<ご質問>

- 大規模な地下施設を建設することで、地下水の流れや地盤の性質が変化するリスクはあるのでしょうか。

<回答>

- 大規模な地下施設を建設すると、地下水の流れや岩盤に一定の影響が生じることが想定されます。例えば、トンネルを掘削すると坑道内の水圧が低くなるため、岩盤の透水性に応じて地下水が流入します。操業中は一般のトンネルと同様に排水を行います。一方で、処分終了後は坑道を埋め戻すため、地下水の状態は時間をかけて元の状態へ近づいていくと考えられます。また、掘削によって周辺岩盤にかかる力の状態も変化しますが、300m（メートル）よりも深い場所であるため、地表に近い部分への影響は小さいと考えられます。地層処分では、地下水や岩盤への影響が生じることを前提に、その影響を十分に調査・評価しながら、安全性を確保できるよう設計・施工を行います。（NUMO）

<ご質問>

- 地上施設の敷地面積は、約1から2km²（平方キロメートル）との説明がありましたが、広大な土地を利用する際に森林を伐採するなどして、クマやイノシシなどの出没や生態系への影響が生じる可能性を、どのように評価するのでしょうか。

<回答>

- 規模が大きい事業であるため、森林や動植物など自然環境への影響についても十分に確認し、その影響をできる限り小さくするための対策を講じていきます。これは段階的に実施していきます。最初の文献調査段階では、経済社会的観点からの検討において、国立・国定公園など自然環境の観点からの土地利用の規制について調査します。（NUMO）

＜ご質問＞

- かつて、高知県東洋町が文献調査への応募後に、応募を取り下げた経緯を教えてください。

＜回答＞

- 高知県東洋町では、２００７年に文献調査への応募が行われましたが、地域内外で様々な意見が表明され、反対運動が行われました。最終的には町長選挙が行われ、新たに選出された町長が応募の取り下げを表明し、文献調査は実施されませんでした。当時は最終処分制度が始まって間もない時期であり、最終処分の必要性や文献調査の位置付けについて、社会全体として、十分にご理解を得られていなかった面があったと認識しています。
こうした経験を踏まえ、現在は「科学的特性マップ」の公表や対話型全国説明会の開催など、より丁寧な情報提供と対話を重視しながら取り組んでいます。最終処分地の選定は地域のご理解を得ながら進めることが前提であり、国やNUMOとしても、地域の声を丁寧に伺いながら進めることが重要と考えています。（経済産業省）

＜ご質問＞

- 文献調査から次の段階に進む際に、市民の反対が強くなった場合、なかったことにできるのでしょうか。

＜回答＞

- 処分地選定調査については、地域のご理解を得ながら進めていくことが重要と考えています。最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、その意に反して先へ進むことはありません。地域の皆さまのご理解が得られるよう、国・NUMOとして、丁寧なご説明・情報提供と対話活動に努めてまいります。（経済産業省）

＜ご質問＞

- 文献調査を受け入れた後、地域の理解が得られず次の段階へ進まない場合、国からの交付金は返還する必要があるのでしょうか。

＜回答＞

- 文献調査を実施した後、調査結果や地域の意向などを踏まえて概要調査へ進まないことになった場合でも、文献調査期間中に交付された交付金の返還を求めることはありません。（経済産業省）

以 上